

お知らせ information

2016

12

■乳がん検診、骨粗しょう症検診のご案内

市では、市民の方を対象に次の日程で各種検診を実施します。

◆乳がん検診、骨粗しょう症検診

実施日

平成29年1月24日(火)、25日(水)

受付時間

8時30分、9時30分、10時30分、12時30分、13時30分、14時30分

※乳がん検診は平成27年4月以降に市の同検診を受けた方は受診できません。

※検診は同日実施しますが、どちらかの検診のみ受ける事も可能です。また、2つの検診を同日に受けることも可能です。

※稚内市国民健康保険加入

対象者及び検診料金

■乳がん検診

対象者	検診料金
40～49歳の女性	2,500円
50～74歳の女性	2,000円
75歳以上の女性	無料
検診内容 マンモグラフィ検査(乳房のX線検査)と専門医の視触診	

■骨粗しょう症検診

対象者	検診料金
30歳以上の女性	700円
60歳以上の男性	
75歳以上の市民	無料
検診内容 骨密度測定装置(超音波)によるかかとの骨量の測定	

市が発行している「乳がん検診無料クーポン券」をお持ちの方は、ぜひ、ご利用ください。

市健康づくり課健康推進グループ
☎23・4000
場所/保健福祉センター(中央4丁目16番2号)
申し込み・問い合わせ

■市内幼稚園の園児を募集しています

市内各幼稚園では、平成29年度入園者の入園願書を受け付けています。問い合わせ/市こども課子育てグループ
☎23・6529

幼稚園名	募集園児数			問い合わせ
	3歳	4歳	5歳	
学校法人 禅徳学園 稚内幼稚園	20名	10名	5名	宝来2丁目8番17号 ☎23-5180
学校法人 量徳学園 稚内大谷幼稚園	20名	若干名	若干名	中央2丁目16番12号 ☎22-5230
学校法人 稚内鈴蘭学園 稚内鈴蘭幼稚園	30名	10名	5名	港3丁目6番12号 ☎23-3237
学校法人 稚内ひかり学園 稚内ひかり幼稚園	25名	10名	10名	緑4丁目5番32号 ☎23-2315
学校法人 稚内鈴蘭学園 稚内富岡幼稚園	35名	8名	2名	富岡4丁目18番5号 ☎32-7153

※年齢は満年齢です。
※申し込み方法などの詳細については、各幼稚園にお問い合わせください。

■12月は水道料金の特別徴収強化月間です!

市では、12月を「水道料金特別徴収月間」と定め、徴収態勢を強化しています。同期間中は、夜間の電話による催告や身分証明書を携帯した徴収員の未納者宅への訪問など、水道料金の徴収を強化します。これまでと同様に悪質な未納者には「給水停止処分」を行っていますが、未納を繰り返す世帯には、早期の折衝に取り組み、より一層厳しい姿勢で臨みます。なお、市役所2階の水道料金課では、納入についての相談を随時受け付けています。また、強化期間中の12月16日(金)、12月22日(木)、12月29日(木)については、19時まで夜間相談窓口を設け、相談に応じます。問い合わせ/市水道料金課料金グループ
☎23・6514

■臨時福祉給付金の申請はお早目!

市では、次の臨時福祉給付金の対象と思われる方に「申請書」(請求書)などを送付しています。

◆臨時福祉給付金

対象者

平成28年1月1日時点で本市に住民登録をされている方で、平成28年度分の住民税が課税されていない方

※課税されている方に扶養されている方や生活保護の受給者は対象になりません。

支給額/対象者1人につき、3千円(1回のみ)

◆年金生活者等支援臨時福祉給付金(障害・遺族基礎年金受給者向け)

対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者で、平成28年5月分の障害基礎年金、遺族基礎年金等を受給した方

※障害基礎年金は、障害等級が「1級」または「2級」の方に、遺族基礎年金は、死亡した方に生計を維持されていた「18歳未満の子のある配偶者」または「18歳未満の子」に支給される年金です。

支給額

対象者1人につき、3万円(1回のみ)

申請期限

平成29年2月28日(火)まで(郵送の場合は当日の消印まで有効)

申し込み・問い合わせ

市社会福祉課障がい福祉グループ
☎23・6201
☎23・6453

「給付金」を装った振り込め詐欺にはくれぐれもご注意ください。

■市税・使用料の納め忘れはありませんか?

市では、10月、12月を「滞納整理強化月間」として、次の税金や使用料等の滞納整理に取り組んでいます。

- ①市税
- ②国民健康保険税
- ③介護保険料
- ④後期高齢者医療保険料
- ⑤保育料
- ⑥学童保育料
- ⑦学校給食費
- ⑧市営住宅使用料
- ⑨市営住宅駐車場使用料
- ⑩土地貸付料
- ⑪建物貸付料
- ⑫し尿処理手数料

すでに納期が経過して未納となっている税金等には、延滞金が増算されます。納付または連絡のない方については、勤務先への給与照会や、各金融機関等への預貯金調査等、財産調査を実施して、差し押さえを執行することになります。なお、病気や失業など、特別な事情がある方はご相談ください。

また、平日や日中に相談に来られない方のため特別相談窓口を市役所2階税務課に開設します。

問い合わせ

市税等(①②)は…市税務課納税グループ
☎23・6395

使用料等(③～⑫)は…市税務課税外グループ
☎23・6396

◆夜間納税相談日時

12月1日(木)～28日(水) 17時30分～19時 ※土日、祝日を除く

◆休日納税相談

休日納税相談をご希望の方は、事前にご連絡ください。